

第6回町田市文化財保護審議会会議録

1. 開催日時：2024年11月15日（金） 14時00分～15時00分

2. 開催場所：町田市役所本庁舎10階 10-1会議室

3. 出席者

委員 内野、大野、須田、浜田、八木橋

事務局 西久保生涯学習総務課長、杉本係長、坂本係長、松崎主任、

後藤主任、金子主任、佐久間主事、大塚主事

4. 報告事項

①国指定史跡高ヶ坂石器時代遺跡の整備完了について

②町田市指定天然記念物「アカガシ群落」のナラ枯れ予防について

③他館展示会への資料の貸出状況について

④自由民権資料館企画展「回セ！地域経済—江戸・明治の町田の金融史—」の実施について

5. 議題

①文化財の指定又は登録について

6. その他

①次回の審議会について（2025年2月開催予定）

事務局 定刻になりましたので、第32期町田市文化財保護審議会の第6回会議始めさせていただきます。

■報告事項

事務局 はじめに、報告事項を資料1に沿って進めさせていただきます。

まず、報告事項(1)国指定史跡高ヶ坂石器時代遺跡の整備完了についてになります。

高ヶ坂石器時代遺跡は、多くの人々に活用していただける身近な史跡公園を目指しまして2014年から開始した整備ですが、こちらが11月をもって完了いたしますので、その御報告になります。

高ヶ坂石器時代遺跡は、牢場遺跡、稲荷山遺跡、八幡平遺跡という3地点から成る縄文時代の集落跡です。縄文時代の敷石住居跡が日本で初めて発見された遺跡ということで、市内唯一の国指定史跡になっております。

続いて、整備の経過について、それぞれの遺跡ごとになりますが、牢場遺跡については2016年度に遺構の再調査、2017年度に敷石住居跡の覆屋の再建設を行いました。2018年から2023年度には遺構の保全ですとか園内の通路、散策路、植栽等の整備を実施いたしました。

続いて、(2)の稲荷山遺跡につきましては、2013年度に遺構の再調査を実施しまして、16年度に再現遺構の整備と、散策路、植栽の整備を行っております。

そして、最後、(3)の八幡平遺跡につきましては、2014年度の遺構の再調査後、2016年度から今年度、24年度にかけまして再現遺構の整備と四阿、散策路、植栽等の園内整備を実施してまいりました。

今回の11月の整備完了以降ですけれども、八幡平遺跡に隣接する施設でパネル展、「写真で見る高ヶ坂石器時代遺跡の整備」、こちらを12月11日から16日までの約1週間、実施いたします。期間中の14日土曜日については学芸員の展示の解説と、八幡平遺跡の現地の案内というようなイベントを企画しております。

また、展示を実施する施設は町田駅周辺から芹ヶ谷公園で実施しますシールラリー、これはスタンプラリーのシール版でして、このシールの配布地点になりますので、シールラリーでお越しいただいた方にも展示ですとか遺跡を見ていただいて知っていただく機会になればいいかなと考えております。

来年度につきましては、高ヶ坂石器遺跡が発見の100周年ということにもなっておりますので、今後、来年度以降も遺跡の適切な管理と様々なイベントとの連携によって効果的な活用を進めていきたいと考えております。

報告事項(1)としては、以上になります。

続いて、報告事項(2)の説明をさせていただきます。

市指定の天然記念物、アカガシ群落の対策について、状況を御報告させていただきます。

こちらについて、今年度は、ナラ枯れの原因となるカシノナガキクイムシの殺虫を目的といたしまして、6月24日と9月9日に薬剤の樹皮散布を実施いたしました。そして、9月に対策の効果と虫の発生状況を確認いたしましたが、散布を実施

した樹木からはナラ枯れの被害というようなもの、症状は見られませんでしたので、一旦、ナラ枯れの防除対策としては今年度をもちまして終了としまして、今後は経過観察を続けていく予定になっております。

なお、ナラ枯れとはちょっと別なのですが、9月の薬剤散布時にアカガシのうちの1本、No. 6という記載で図示しているところですが、こちらに枯死の状況が生じているという御報告をいただきまして、詳細を樹木医に調査していただいたのですが、こちらはカシノナガキクイムシによるものではなく、隣接するケヤキを剪定したことによりまして、この木が受ける日照ですとか風圧による蒸散が増加してしまったことで木が耐えられずに枯れたのではないかという所見を受けました。

この木は道路に隣接しておりますので、もし倒木という話になると近隣への影響も大きいので、一旦、安全確保のため剪定ですとか伐採を視野に入れながら、所有者の方と経過観察をしている状況でございます。また何か動きがありましたら、御相談、御報告させていただきます。

報告事項(2)については、以上になっております。

続いて、(3)他館展示会への資料の貸出状況についてご報告いたします。

本年度は、現在までに3つの展示会に町田市の収蔵資料の貸出しを行っております。今回はいずれも考古資料になるのですが、1件目は、松戸市の市立博物館に、この展示は異形土器を集めた展示ということですので、町田市にあります東京都指定文化財にもなっております異形台付土器2点を含めた各種土器を貸し出しました。

続いて、あつぎ郷土博物館については「ドグウ集まれ！」という展示でして、こちらに、まっくうのモデルであります中空土偶頭部をはじめ、忠生遺跡から出土している土偶5点を提供しました。

大田区立郷土博物館については、石鏃30点近くを貸し出ししております。

来館状況等は、まだデータなどをいただけてはいないのですが、それぞれの展示について、町田市のホームページですとかSNSでも広報するなどしております。

報告事項(3)については、以上になります。

事務局 では、(4)の報告事項、自由民権資料館企画展の実施について御報告させていただきます。

お手元のチラシを見ながらお聞きいただければと思います。「回セ！地域経済」の企画展で、期間が10月12日の土曜日から12月8日の日曜日まで、会場は、自由民権資料館の展示室1を使用しております。

内容が、町田市域における江戸時代の質屋や明治時代の銀行といった金融業の営みや仕組みを糸口に、年貢や地租などに代表される税との関わりなどを含め、お金をめぐる・お金がめぐる地域経済の歴史の一端を御紹介している内容になります。

チラシの裏面の左下を御覧ください。企画展の関連イベントとしまして講演会を3回ほどさせていただく予定でおります。2の担当学芸員によるギャラリートークですが、合計で6回ほど予定をしております。

3番目の企画展関連図書コーナーでは鶴川駅前図書館に設置した税に関する図書を集めて、子どもでも見ることができる図書を御案内しております。

そのほかに、本日までとなっていますが、「税の作品展」を町田市租税教育推進協議会主催の作品展の中で、企画展の御紹介をさせていただいております。

そのほかに、町田の小野路にあります小野路里山交流館で、関連パネル展示として、「小野路と角屋の歴史」を開催させていただいております。

御説明は以上になります。

会 長 ただいま御報告いただきましたが、この報告につきまして御意見、御質問があれば、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委 員 アカガシ群落についてなんですけれども、今日の御報告の前にも枯れているアカガシの写真を送っていただいたりして拝見いたしましたので、現場には行けておりませんが、ここのアカガシ群落というのは天然記念物としての名勝のアカガシとして、実はツクバネガシとアカガシの雑種のような個体群といいですか、1本ずつみんな違っています。それは八王子のほうにも連続してあって、それから、相原駅の周りの古い旧家の垣根にも使われていて、そもそも強い日差しにも強いですし、刈り込みにも強い樹種です。それが隣のケヤキを切ったぐらいで枯れるとは、私には思えないというのが1つあります。

ただ、写真を見た感じ、そもそもかなり頻繁にアカガシ自体も強剪定をしていますよね。なので、そういう切り口から、やっぱりいろいろな病気が、カシナガではないとしても、いろいろな虫が入ったり、病原が入ったりしている可能性はあるので、そっちのほうの可能性もあるのではないかなと思います。

ここは住宅が非常に密集してしまって、木がなかなか大きく育てられないという状況があるので、いたし方ないとは思いますが、1つ先々心配なのは、地図が添付されていますけれども、シラカシと書いてありますよね。アカガシ群落の中には、ごく一般的にこの辺に自生していて植栽もされるシラカシというものが混じっているのですが、この木はアカガシよりもずっと強健です。これが大きくなってしまうと、アカガシ自体の生育が、より狭くなってしまうし、アカガシ群落を保存する意味では、このシラカシをもうちょっと間伐するなり、強剪定するなりというのを、状況にもよりますが、今の枯れている6番の隣にもシラカシと書いてありますよね。だから、隣接していると、やはり生育への影響が多分出てくると思うので、そっちのほうを抑えてやるような剪定の方向を今後少し考えたほうがよろしいのではないかなというふうに、ちょっとこれを見て思いました。

事務局 承知いたしました。

会 長 コメントありがとうございました。ぜひ参考にさせていただけたらと思います。

遺跡整備のほうは、特にコメント、補足はございませんでしょうか。

委 員 私も牢場のほうには行ったことがあるので、最近またここも整備をやったということですから、14日はちょっと用事で行けないので残念ですが、個人的に完成したところを巡ってみたいと思います。

事務局 よろしく願いいたします。

委 員 日本で最初の敷石住居、柴田常恵さんが発掘されたんですね。日本で2番目の竪穴住居で、日本で最初の敷石住居というふうに聞いております。だから、意義深い遺跡だと思います。

会 長 ありがとうございます。

そのほかに、何か御意見等ございますか。

では、報告事項については以上でよろしいでしょうか。

■議題 ①文化財の指定又は登録について

会長 そうしましたら、次は、本日のメインとなる議事になりますが、前回までいろいろ御審議いただいております天狗型の道祖神に関しまして、文化財の指定または登録をどうするかということ、まず事務局から御説明いただけるでしょうか。よろしくお願いします。

事務局 では、資料 2－1 に沿いまして状況の御説明をさせていただきます。まず、(1) 所有・管理の状況についてですが、資料に記載した内容から若干進捗もありましたので、補足をしながら御報告させていただきたいと思います。

まず、①の山之根神社、お稲荷さんの境内にあるものについてですけれども、こちらについては前回もお伝えいたしましたが、お稲荷さんの土地が登記簿上、9 名様の共有で、これは大正時代から更新されていない状況であります。ただ、表札等を拝見しますと、稲荷神社周辺に子孫の方がまだお住まいだと思われましたので、該当と思われる 5 軒を訪問させていただきまして、うち 3 軒について、その場でお話を伺うことができました。その結果、お話によりますと、山村講中という講中がその地元でして、今でも年 1 回、お稲荷さんの土地の草刈りと、あと初午のときにのぼりを立てるということにはなされているというお話を伺うことができました。

ただ、道祖神のいわれ、なぜこの様相をしているのかとか、そういった詳細については、どなたについても先代から何か伝え聞いているとか、そういったような状況はないということでした。もともと、お稲荷さんの前は恩田川近くの田んぼの辺りにあったもので、当時はそこでどんど焼きもやっていたということでした。ただ、開発によって現在の場所に移ったということをおっしゃっておられました。

また、道祖神が山村の講中の所有物という扱いになるのかという点については、当時、講中が共同でお金を出すなどして造ったということではあると思うんだけど、現在の講中には代表の方もいらっしゃらないということで、主立った活動も草刈り以外はそれほどなさっていないようでしたので、道祖神については特段管理らしい管理もしていないので、所有者と言えるかは何とも言い難い、というような御認識でいらっしゃいました。

文化財として指定ですとか登録していくということについては、今回お話を聞いた 3 軒の方については、講中に何か義務ですとか、新たに御負担とかが発生しないのであれば、特に異議は現時点ではないというようなお答えをいただけております。

また、追加の情報ですとか、ほかに何か御不明点、疑義とかがあれば御連絡をいただけるようにはお伝えしている状況です。

続いて、②の西山児童公園の道祖神ですけれども、こちらも南成瀬にお住まいの状況に明るい方に聞き取り調査に応じていただきまして、御自身も御所属の西ノ久

保講中というところがかつては管理していた。ただ、現在は特に管理らしいお世話などもされていないと。誰かが所有しているという認識もないというようなお答えでした。

文化財として指定、登録することについては、①と同様でして、お話を伺った方としては、講中に何か義務とか御負担が発生しないのであれば特に異議はないんじゃないかというようなお答えでした。

また、指定、登録に当たっては資料を講中さんのメンバーの中で共有するとか、そういう御協力もいただけるというようなお答えもいただいております。

なお、こちらについては公園で町内会が主催のどんど焼きのイベントを今でも実施しているというお話を伺えました。

より詳しい方がいらっしゃるかもしれないということで、またお調べいただいて御連絡いただけるということでしたので、引き続き調査は進めていこうと思っております。

③のクリーンセンター前の像については、こちらでもまた別の南成瀬在住の方に聞き取り調査に応じていただきまして、こちらは東光寺講中、2016年に道祖神を含めて、その界限の周辺の石造物をまとめまして、記念式典のようなものも挙行していると。ただ、それ以後、特別な祭礼ですとかお世話はされていないということでした。文化財として指定、登録することについては特に異議なく、こちらはかなり前向きな御回答をいただけてはおります。

ただ、いずれの道祖神も、元は講中で製作されたものではあるのだと思いますけれども、現在の所有者というふうになるとかなり曖昧な状態だと言えるのかなと考えております。庁内で法務担当の部署にも確認したのですが、やはりそもそも道祖神の所有者ですとか、権原に基づく占有者と条例上書いてありますが、これを特定するのはなかなか難しいのではないかという話も受けております。

また、同じく法務部門に確認しましたところ、条例上、「文化財の所有者は管理者を選定できる」という記載になっていますので、所有者が不明ということは、条例上、管理者を選定するということも基本的にはできない状況です。また、所有者から所有権等を譲り受けているわけではないので、町田市が所有者になりますとか、管理者になりますというようなことを正式に申し上げることも現状はできないのかなというところであります。

ただ、このような状況を踏まえましても3体の希少性ですとか、保存していく、保護していくのは必要であると言えますので、3体については、条例上、所有者不明というケースに当てはめて対応していくのがよろしいのかなというような考えではおります。

それを受けて、(2)の今後の対応案についてですけれども、こちらも、いずれも所有者としては不明ですが、町田市の登録有形民俗文化財という形で、保護していくという表明をするのがよろしいのかなと思います。また今後、調査が進むなどしまして所有者が判明したような場合には追って同意を得るとか、そういったこともできるかなと考えておりますけれども、現状、各講中さんが所有者というなら所有者ということなのでしょうけれども、なかなか高齢化や強い結びつきもなさそうですので、そういった状況になっております。

今後、何らかの、破損が進むとか、そういったことがあって保存の措置や補修が必要になった場合には、市と事実上の管理者、講中の方とで御相談しながら対応を決めていく形になるかなと存じます。

次に、今後のスケジュール案という形で載せさせていただいておりますけれども、もし登録の民俗文化財という形で進めていくことになれば、最短のスケジュール案として、11月15日、本日、審議会を実施いたしまして、その後、12月20日に教育委員会定例会がございますので、そこで文化財保護審議会に、この登録文化財とすることについて諮問するということについて、よろしいかどうかを上程しまして、次回の第7回文化財保護審議会、大体2月頃になるかと思いますが、こちらで諮問させていただいて御審議いただき、答申案を固めていただければよろしいかと思っております。

2月中に答申書を収受させていただいて、3月の教育委員会定例会で議案として上程しまして、順調に行けば3月中旬には登録と告示という流れかなと想定しております。

登録に当たっては、また事前に各講中をはじめ、地元への周知も行っていく予定でおります。スケジュールとしては、以上です。

そして、諮問書（案）と諮問書に添付します登録候補資料（案）、こちらは資料2-2、2-3という形で添付しておりまして、特に登録候補資料（案）、こちらの内容については、おおむね前回までにお示ししている内容で記載をしております

けれども、登録理由のどんど焼きに関する部分など、今回、関係者への聞き取り結果などが、まだ未判定な場所もありますので、多少追記ですとか、書きぶりを変える必要は出てくるかと思うのですが、現時点のものとして御参照いただければと思います。

説明は一旦以上になります。

会 長 御報告ありがとうございました。前回の会議のときにもお願いしていた事項ですが、近隣の古くからお住まいの方の様子の確認もしてくださったので、大分具体的な様子が分かってきたところかなと思います。

何とも所有者、管理者が確定できないというのが一番厳しいところかなと思ってるところです。特に山之根神社については大正期から相続されていないというのが、これは全国的な課題だと思うのですが、こういうところは何代も相続を放棄されていて、多分、これはたどっていったら、今、孫とかひ孫の時代かなと思うので相当の人数がいると思うので、それを全員追うのもかなり厳しいのかなと思います。もしかしたら、何か法令でそういうものは処分できる可能性があるかもしれないんですけども、もしそういうことが可能であれば、その方法を使うのも1つかなと思います。しかし、現状においては、取りあえず現在管理している方々は確認できたので、そういう意味では、全く分からない状況での指定ではないので、市が責任を持って、引き続き現在の管理者に管理をお願いするというのが妥当な線かなと考えております。

また、条例上、所有者不明の場合もケースによって指定が可能ということでもありますので、これをこのままもし放置しておく、敷地の相続放棄と同じように、多分、誰も信仰しなくなって、このまま忘れ去られるというのが一番怖いと思いますので、手入れをされている現在のうちに何とか手を打ったほうがいいのかなと考えるところです。

まず全体の方針として、このような(1)の所有・管理状況について確認いただきましたが、これを基に、指定・登録の方向で進めるということで異論はないでしょうか。もし御意見があったらお願いしたいと思います。

委 員 今御説明の中で頂戴をした2-1の(1)の最後のところの「条例上の『所有者不明』の場合にあてはめて対応するのがよいのでは」ということですが、その条例

がどこなのかなというのが、今ちょっと確認できなかったもので、どれに該当するのか教えていただけますでしょうか。

事務局 資料２－４の町田市文化財保護条例を御覧いただきまして、市指定有形文化財の（指定）というのが第４条、市は、「重要なものを町田市指定有形文化財に指定することができる。」とありまして、その次の第２項に、「前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。」、次のただし書きですけれども、「ただし、所有者又は権原に基づく占有者の判明しない場合は、この限りでない。」という条文になっておりますので、もちろん、前提として所有者が明確にいる場合には同意を得るのですが、指定の場合は、特にその後、簡単に変更ができなくなりますので、所有者の方がそれで同意するよというのが必ず必要かなと思うんですけれども、所有者が判明しない場合については、同意は不要というような状況になっております。

登録文化財の場合についても、ほぼ同様の条文になっております。

会 長 37条の一番下のほう。

事務局 そうですね、先生、ありがとうございます。

会 長 第２項の最後にただし書きがありますので。

委 員 これを踏まえて、(2)の今後の対応策として、今回は登録にしておいたほうがよろしいのではないかという御意見と拝見しましたが、この場合、やはり登録のほうがベターであるという、その辺のところを何かもう少し御説明いただければ。

事務局 もし仮に所有者が自分だという方が出てきた時に、万一、自分は登録に反対だということがあった場合、登録文化財の場合でしたら、所有者の申出で登録の解除が可能というような条文になっていきますので、リスクを考えると、登録にしておいたほうが、何か今後、そういう関係で問題があったときにはよろしいのかなと考えております。

委 員 では、一旦登録という形で進めていった中で、今後、所有者が判明したり、このあたりが確定できてきたときには、例えば、これを指定にランクアップするということも念頭に置いてよろしいわけですね。

事務局 そうですね、そういったことも可能かと思えます。

委 員 了解でございます。

会 長 事務的に指定を解除するのはかなりハードルが高いと聞いていますので、取りあえず登録が無難かなということだと思います。

あとは、実際、これまでにただし書きを適用した例はあるのでしょうか。

事務局 前例はありません。

会 長 では、ただし書きの適用は、もし今回通せば、初めてということになるのでしょうか。

事務局 そのとおりです。

委 員 登録をした場合には、いわゆる登録証はつくりますよね。

事務局 所有者がいる場合には登録証を交付するという運用を行っています。

委 員 今回の場合には、こちらで保管をしておくということですか。それとも講中に写しなり何なりを提示するのでしょうか。

事務局 今のところ、講中の方は事実上の管理者なので、写しをお渡しするというようなことは考えておりません。所有者がいない場合としては、特に登録証の交付はない、あくまで台帳に登録するまでという想定をしています。

委 員 いずれにしても、登録されたということが地域の方、あるいは周辺には周知をされて、扱いとして粗雑になることができるだけないようにお願いいたします。

事務局 はい、そのようにさせていただきます。

委 員 分かりました。ありがとうございます。

会 長 前回の会議で、指定もしくは登録することについて異論はないというふうに確認を取っていますが、それを指定にするか、登録にするかというのは、今日の決めるどころだと思いますが、今の調査等を踏まえると、なかなか指定は難しいのではないということになります。これについて、ほかに何か御意見とか御異論はございますか。

ただし書きがあるのが救いのような気はいたしますが、よくこのただし書きを入れましたね。やはり想定されていたのでしょうかね。

事務局 そうですね。もともと、遺物や路上の石造物とかは所有者が難しいというのがあるのかもしれないですね。

会 長 取りあえず、現在の状況確認についてはここまででよろしいでしょうか。

今日は、登録の方向であれば、その確認事項が幾つかあります。

まず第1点目は、今のところ、登録有形民俗文化財ということで話を進めていま

すが、石造物の場合は建造物として扱うこともあります。ただ、今回の場合は美術的観点という意味ではないので、現状の民俗文化財ということで問題ないのかなと思いますが、一応これは再確認をしておきたいと思います。もし何か御意見があれば、お出しただけたらと思っていますところですが。

天狗の様相が極めてすばらしいとかという意見もなくはないと感じる所ですが、やはり信仰対象としての登録なのかなと考えられますけれども、いかがでしょうか。

御異論がないようであれば、現行の登録有形民俗文化財ということで進めたいと思います。

もう1点が、今回、①、②、③と3基、リストアップして調査をしていただきました。今のところは、この3基一括登録ということで話を進めておりますが、これについても異論がないかどうか、今日確認を取りたいと思っております。

町田市内というか、相模や武蔵を探しても、多分、天狗型道祖神というのは、この3基しかなくて、しかも成瀬地区に固まってあるという意味では、1体を指定してもあまり意味がないのかなと思います。そういう意味では、やはり3基でワンセットという考え方が妥当かと思うのですが、その辺についても御意見をいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員 私も、やはり3基まとめたほうがよろしいのではないかとと思っておりますので。

会長 分かりました。

では、基本的にその線で進めていきたいと思います。

それで、資料2-3に候補（案）の具体的な内容を記していただきました。先週、内々に打合せをさせてもらって、見た中では、例えば、1体1体の現状の資料の中に、具体的に誰が建てたかという名前が入れてあるのですが、ここまで資料として入れたほうがいいかどうか。というのは、個人名にも関わってきますので、入れたほうがいいかどうかというのも、今日確認を取りたいと思っておりました。資料として残して、後世の名字の人に名乗り出てもらうときの資料ともなりますが、これは登録の資料と一緒にセットでつくという形になるのでしょうか。

事務局 イメージとしましては、まず、こちらから諮問させていただくときに、今回の候補はこの資料で、こういう理由で登録させていただきたいという形で上げる想定

でおりますので、恐らくそれを基に答申も出していただくようになるかと思うので、そのようにお考えいただければいいかと思います。それを受けて、登録の台帳のほうも、ほぼ同じような形で作っていくという流れです。

委員 先ほどの3つ1体というのは、指定の理由で、その地区に集中しているということと、民俗学的な意味で共通しているというところで、恐らく所有者も不明なために、それでよろしいかと思うのですが、昨年、横浜市で建造物を文化財指定したときには、本村の中に3つの地区があって、3つの地区で同じときに、同時に鎌倉の有名な河内家という大工に頼んで、全く同じ日に始めて、同じ日に上棟して、同じ日に竣工した社が3棟あって、これは3棟、同じような経緯で全く同じ人が造って、1棟だけ村の一番大きいところは大きくて、あとの2つはほとんど一緒という形なので、これは3棟1つでやりましょうというふうに文化財審議会に横浜でかけたのですが、そこはそれぞれ自治会が持っていて、それぞれの村が違っていたので、やっぱり1棟ずつ検証してあげたほうが地域の人にとってはうれしいのではないかという意見があって、結果的に、3つであることが大変価値があるというのはそれぞれにつけて、1棟ずつの指定にしたという事例がありました。

ただ、今回の場合は地区が分からないので、それをやらなくてもいいのかなと思いましたが、そういうことがあったので、参考までにお伝えしたいと思います。

会長 村が違ふと、そういうことがあるとは思いますが、ここは、近世村は同じ村になりますかね。講中が違ふので、そういう意味では、それほどの問題にはならないような気がいたします。

委員 分かりました。ありがとうございます。

会長 旧成瀬村にあるという意味合いで3塔まとめたの形かなと思われますが。

委員 分かりました。

会長 ほかに何か、御意見などございますか。

ただいまの個人名を、銘文なのですが、ここに書くかどうかというのは確認をしたいと思っておりますが、この辺はいかがでしょう。総論的な表記としては地元姓が記名されているとかという見え方もあるのですが、調査どおり、このままあっても問題ないかもしれませんが、その辺を確認したいと思っております。

委員 これは、行って読めば分かることなので、見えにくくすることでもないと思います。

会 長 特に問題ないと。

委 員 資料としては、必要なものは記しておくべきではないかと思います。特にこの人が何か悪いことをしたとかということだと遠慮しなきゃならないかもしれませんが、差し障りないと思います。

会 長 おっしゃるとおりだと思います。記録としても保存したほうがいいかもしれないと思います。

それから、この記述の中で、石は恐らく安山岩系ですが、岩質が必要かどうかというと、建造物の指定ではないので、別にここまで書かなくていいのかなと個人的に思っております。

それからもう1点、それぞれ最後に、同じ敷地内に別の石造物があるという説明もあるのですが、これは道祖神の指定書なので、ほかのことは書かなくてもいいのかなと思いますが、ここもちょっと確認事項として御意見をいただければと思います。

委 員 この安山岩は、ほぼ確定できているのでしょうか。

会 長 私が見に行って、これまでの経験から、これは間違いないと。多分、真鶴の小松石系だと思うのですが。ただ、やっぱり岩石の専門家に見てもらわないと心配ではありますので、今回は除外してもいいのかなと、個人的にはお話ししているところ です。

委 員 やはり現状の説明文ですので、今、御指摘のあった部分の「安山岩か。」、以下の「同境内には～」とか、あるいは「同公園内には～」、「同地内には～」という、ここの部分は、この3基に対する現状を明確に書いてあるだけでよろしいかなと思いますので、もし何か状況の説明をほかに書く部分があれば入れます。私も取ってしまうことには全く異論がなくて、この3基についての説明の現状というのでよろしいのかなと思います。

会 長 E先生からただいま御意見をいただきましたけれども、ほかの先生方もそのような方向でよろしいでしょうか。

では、最後の何行かは削除ということで提出したいと思います。

取りあえず、今回確認したいと考えていたのは以上の点になりますが、改めて全体を見直してみて、もしお気づきの点があれば、今回が最後になると思いますので、御意見をいただけたらと思っております。

委員 もし加えるとしたらということになるのですが、今日つけていただいた資料２－１の現在の調査の進捗状況について御説明いただきましたが、ここに挙がっている内容を沿革部分の最後に少し入れるか入れないかぐらいかと。あまり不確定なところを書くのもいがかないかというのもあるので、ちょっと微妙なのですが、そこだけちょっと気になって。

特に、例えば①は、現在は山村講中によりという内容、管理とは言えないですね。何と書いたらいいのか微妙なのですが。それと②については、西ノ久保講中がかつては管理していたという状況が分かってきたのを少し加えたほうがいいのかとか。その辺を加えるか、加えないかぐらいかと思います。

会長 この３基の中で、今どんど焼きをやっているのは②のみになりますでしょうか。しかも、先ほどの話だと町内会が代わってやっているということなのではないか。

事務局 今、引き続きやられているというお話があったのは②のみです。③については、前まではやっていたけれども、コロナのときに、ちょっとそういったものもないと。①については、田んぼだった頃はやっていたが、稲荷になってからはないということでした。

会長 もしかしたら、その辺のどんど焼きをやっていたという状況も、民俗文化財なので一緒に入れてもいいのかなとは思いますが。

委員 道祖神らしいですね。

会長 それを入れておけば、これは道祖神だという確認が取れると思います。

事務局 そのあたりは、今回、諮問書として記載させていただく想定ですが、恐らく２月に答申をいただく形にするときにもうちょっと中身を見直すことになると思います。そこまでにもう少し調査をさせていただいて、入れられるものは入れるという形でもよろしいでしょうか。

会長 そうですね。

やはり信仰が伴っていたということが書かれているほうが、よりいいかなと思いますのでね。

そうしましたら、おおむね以上でしょうか。ほかに何か気になる点はございませんでしょうか。

事務局 名称については、現在、「成瀬の天狗型道祖神（３基）」と記載していますけ

れども、その部分はもうこの形で特に問題はないでしょうか。

特に違和感がなければ、この名称とさせていただきます。

会 長 あと、2－1の裏側の今後のスケジュールですが、今日、有形民俗文化財として登録に向けるということが決まりましたので、来月の教育委員会に上程していただいて、次の2月に開かれる文化財保護審議会で答申案を確定することになります。それまで約3か月あり、どんど焼きも挟みますので、その間にさらに資料を積み上げていただいて、最終的な答申案を確定するという流れでよろしいでしょうか。

事務局にはお手数をかけますが、引き続き、どんど焼きの様子も確認していただけるといいかと思っております。

あとは内部の事情だと思いますが、うまくいけば3月の教育委員会に上がって、3月中に告示という流れになるかと思います。できれば年度内にまとめられたらいいかと思います。

随分長く時間をかけた懸案事項でありましたが、ようやく出口が見えてきたところだと思います。

今日一番大きな議題はこの項目になりまして、大体論議はし尽くされたかと思いますが、次の項目に進んでもよろしいでしょうか。

■その他

会 長 そうしましたら、最後、その他になりますが、事務局からお願いいたします。

事務局 最後になりますが、次回の審議会の日程についてです。

先ほどの資料でもお示ししましたが、2月の上旬から中旬で皆様の御都合をお聞かせいただきまして、日時を決定させていただきたいと思います。また調整をかせさせていただきますので、御回答をお願いいたします。

会 長 では、調整について御協力をお願いします。

委員の皆様から何かその他、連絡事項等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、本日予定しておりました議事内容は全て終了いたしました。

もし何もないようであれば、本日の文化財保護審議会をこれで閉会にしたいと思います。

《配付資料》

1 報告事項

2－1 文化財の指定又は登録について（成瀬の天狗型道祖神）

2－2 諮問書案

2－3 諮問書別添登録候補資料案

2－4 （参考）町田市文化財保護条例

2－5 （参考）町田市文化財指定・登録基準

○チラシ

・「自由民権資料館企画展「回セ！地域経済一江戸・明治の町
田の金融史一」チラシ